

## 南シナ海紛争における各係争国の主張（要約）

近年、南シナ海は東アジアで最も注目を集めている地域の一つとなっている。周辺国の中で領土と海洋を巡る紛争が絶えず、地域の情勢が不安定になっている。南シナ海紛争をより包括的に理解するため、周辺の係争国の主張を考察することが、本研究の主旨である。

これまでの研究は、取り扱う資料の偏りによるバイアスが大きく、資料に対する考証が足りない。各国の主張の詳細な内容、主張の性質の範囲、その論理に関する考察は十分ではない。更に、「主張の歴史」、即ち係争国の主張の形成と変化の経緯、に焦点を当てたものが少ない。

フィリピン、中国、ベトナム、マレーシアとブルネイは、南シナ海の海洋地形と海域に対して、如何なる権利を主張しているのか。これらの主張の範囲はどこまでであるか。これらの主張のどの部分が明確で、どの部分が曖昧であるか。これらの主張は如何なる歴史的経緯を経て形成されたか。これらの問題に答えるために、本論は係争国の主張を領土主張と海洋主張との二つの側面に分けて考察した。

フィリピンはスカボロー礁と、特別に再定義された「カラヤーン群島」を自国の領土としている。そのスカボロー礁に関する領土主張は明確だが、「カラヤーン群島」は六角形の線で囲んだ地域であり、どの地形が領土とされているのかは不明である。その海洋主張の独自の原理は明確な線引きをしているが、UNCLOS の規定との間に大きな齟齬があるため、現在は調整されているように見える。

中国は東沙、西沙、中沙、南沙との「四つの群島」に対する領土主権と関連の海洋権利を主張している。これらの「群島」の大まかな範囲は分かるが、これらの範囲内のどの地形が島で、どの地形が暗礁で、どこまで領「土」とカウントされるかは分からない。「群島」はまとまった一つの地形として主張される。その海洋主張の範囲は「附近海域」や、「歴史的水域」などの概念で曖昧化されており、その「歴史的権利」の内包に関しても公式な説明がない。1996年の西沙の領海基線の公表により、中国は南シナ海の諸群島にUNCLOSにおける「群島のレジーム」を準用しようとしていることが分かった。

ベトナムが一貫して主張してきたのは、「黄沙群島」と「長沙群島」という二つの群島である。この二つの群島の具体的な範囲は明確にされたことはなかった。それが如何なる海洋地形を包摂しているかはわからない。黄沙と長沙が生じる海洋権利に関して、ベトナムの法律や公文書は明確な説明をしていないが、特に国際法と適合しないような主張をしていないようである。2009年以降、長沙群島はEEZと大陸棚を生じないと、ベトナムとマレーシアの間に共通認識が出来たことが分かった。しかし、同地域での海洋限界はどこに画定すべきかに関して、ベトナムは未だ明確な案を示していない。

以上の三ヶ国とは違って、マレーシアとブルネイの南シナ海に関する主張の核心は領土ではなく、海洋権利である。両国ともに本土海岸線から生じる海洋権利を主張しており、

スプラトリーの地形が EEZ と大陸棚を生じない立場を取っている。マレーシアは実際にスプラトリーの島嶼を占拠しており、かつて領土主張を明言したこともあるが、近年の状況を見る限り、領土に対してさほど執着していない。マレーシアの 1979 年時点の海洋主張は国際法規範と合致しないが、2009 年と 2019 年に大陸棚限界委員会に提出された情報を見ると、その主張は既に UNCLOS に沿うように調整されている。

係争国の主張は紛争の発展とともに変化してきたものであり、今後もさらに変化して行くと予想できる。その沿革の背後にある一般的な因果関係はあるかどうか、今後はどのように変化するのかなどの問題を考える際に、その歴史と現状を知ることが必要不可欠と言えよう。本論が今後の南シナ海に関する研究の礎になることを期する。